

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月8日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

#### 京都市教育委員会規則第4号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(管理用務員に関する補則)」に改め、同条中「教育長が」を「別に」に改める。

本則に次の9条を加える。

(会計年度任用管理用務員の給与等)

第3条 会計年度任用管理用務員(京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例(以下「管理用務員条例」という。))第4条第1項に規定する会計年度任用管理用務員をいう。以下同じ。)の給与その他の給付については、前2条の規定にかかわらず、次条から第9条までに定めるところによる。

(会計年度任用管理用務員の号給の決定基準)

第4条 新たに採用する会計年度任用管理用務員の号給の決定については、初任給基準表(別表)の定めるところによる。ただし、同表に定めがないものについては、別に定めるところによるものとする。

第5条 4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者(初任給基準表(2)の項に掲げる者を除く。)の号給の決定については、その採用の日の前日以前1年間におけるその者の勤務成績が良好である場合にあっては同日においてその者が受けていた号給の1号給上位の号給とし、同期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合にあっては同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

2 4月1日に採用する会計年度任用管理用務員のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者(前項の適用を受ける者を除く。)の号給の決定については、その採用の日の前日においてそのものが受けていた号給と同一とする。

3 第1項の規定による勤務成績の判定の方法については、別に定める。

4 前年の4月2日以後に新たに会計年度任用管理用務員となった者の号給の決定につい

ては、前3項の規定にかかわらず、別に定める。

第6条 4月1日に採用する会計年度任用管理用務員で、同日において休職し、又は育児休業をしている者のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者（初任給基準表(2)の項に掲げる者を除く。）の号給の決定については、前条の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

2 前項の規定により号給を決定された会計年度任用管理用務員が復職し、又は職務に復帰した場合において、他の会計年度任用管理用務員との均衡上必要があると認められるときは、休職（別に定めるものを除く。）の期間については別に定める換算率により、育児休業の期間については100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定める日に、前条の場合に準じてその者の号給を決定するものとする。

（期末手当を支給しない会計年度任用管理用務員）

第7条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第13条前段に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 初任給基準表(2)の項に掲げる者

(2) 1週平均の正規の勤務時間数（管理用務員条例第4条第4項に規定する1週平均の正規の勤務時間数をいう。以下同じ。）が15時間30分に満たない者

（会計年度任用職員の退職手当）

第8条 会計年度任用職員給与条例第16条前段に規定する別に定める者は、初任給基準表(2)の項に掲げる者とする。

2 前項に規定する者以外の者に対する京都市職員退職手当支給条例第3条第1項の適用については、同項第2号中「傷病により退職した者」とあるのは、「任期が満了したことにより退職した者及び傷病により退職した者」と読み替えるものとする。

（会計年度任用管理用務員に関する補則）

第9条 第3条から前条までに規定するもののほか、会計年度任用管理用務員の給与等については、京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の適用を受ける者の例に準じて別に定める。

（臨時的任用管理用務員の手当）

第10条 臨時的に任用される管理用務員（以下「臨時的任用管理用務員」という。）の扶

養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当及び休日勤務手当は，管理用務員条例第2条第1項の規定の適用を受ける管理用務員の例により支給する。ただし，別に定める臨時的任用管理用務員にあつては，扶養手当及び住居手当を支給しない。

- 2 臨時的任用管理用務員の期末手当，勤勉手当及び退職手当については，別に定める。ただし，別に定める臨時的任用管理用務員にあつては，退職手当を支給しない。

(補則)

第11条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は，教育長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

初 任 給 基 準 表

会 計 年 度 任 用 管 理 用 務 員 の 区 分		号 給
(1)	環境の整備等の用務に従事する者又はこれと同程度の複雑，困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1
(2)	補助的な職務に従事する者	1

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。

(号給の決定の特例)

- 2 この規則の施行の日の前日において京都市報酬及び費用弁償条例(以下「報酬等条例」という。)第2条第14号の規定により月額で報酬を受けていた非常勤の職員で，同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用管理用務員のうち，この規則による改正後の京都市立学校管理用務員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定めるところにより決定される号給による給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において報酬等条例第2条第14号の規定により受けていた報酬の月額に達しないこととなるものの号給の決定については，改正後の規則第4条の規定にかかわらず，別に定めるところによるものとする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)